総務省統計局・長野県からのお願い

労働力調査のお知らせ

この度、皆様のお住まいになる地域が労働力調査の対象になりましたのでお知らせいたします。

調査期間は、令和９年１月から４月までの４か月間のうち、
【令和９年１月～２月】又は【３月～４月】の連続する２ヶ月間となります。
調査対象世帯は、この地域から無作為により選ばれた世帯となります。

この調査のため、長野県知事が任命した**調査員　塩沢　博子（しおざわ　ひろこ）**が、**令和８年 12 月頃**から準備調査等のために伺いますので、ご協力をお願いいたします。

【調査の日程】

1　準備調査（令和８年 12 月頃）

調査員が調査区を巡回し、戸別訪問又はリーフレット配布等により調査の概要をお知らせします。その際、居住者の把握のため、世帯主のお名前や住所等をお聞きします。

その後、調査員の把握した情報に基づき、**調査の対象となる世帯を無作為抽出します。**

これにより、「令和９年１月～２月調査実施世帯」か「３月～４月調査実施世帯」が選ばれ、調査対象となった世帯の皆様には、以下のとおり調査員が調査のお願いに伺います。

2　調査票の配布（調査月の 18 日前後から１週間程度）

調査対象世帯には、調査員が直接訪問させていただきます。

その際、調査関係の書類を配布し、回答の方法、取集日等をご相談させていただきます。

3　調査票の回収（調査週間の翌日３日以内）

インターネットでの回答、調査員がご自宅を訪問して調査票を取集する方法、郵送による回答のいずれかをお選びいただけます。なお、インターネットでご回答いただいた場合、基本的に調査員は訪問いたしません。

4　本調査（２か月にわたり調査実施）

調査開始月の翌月も上記２・３を繰り返し実施させていただきます。

なお、この調査は、**本年２か月間と来年同時期の２か月間調査する仕組み**となっております。

労働力調査とは？

労働力調査は、我が国の 15 歳以上の人たちが、仕事をしているか、仕事を探しているか、それ以外かといった就業の状態を調べる調査です。この調査により、就業者数、完全失業者数、完全失業率などの動向などが毎月明らかにされ、経済対策や雇用失業対策等に役立てられます。

※労働力調査の調査員は、都道府県知事が任命した地方公務員で、守秘義務が課せられております。この調査で知り得た世帯や世帯員の状況を他に漏らすことのないよう、秘密を厳守しております。また、ご回答いただいた内容は、外部に漏らすことのないよう、個人情報の保護には万全を期しております。

労働力調査かんたんガイド QR コード
インターネットに接続します。

ぜひご覧ください。

［お問い合わせ先］
長野県　企画振興部　総合政策課　統計室　統計第二係
電話　026-235-7073（直通）　ﾌｧｸｼﾐﾘ　026-235-0517

政府統計　総務省統計局　・　長　野　県　しあわせ信州

労働力調査は、総務省統計局が都道府県を通じて行う統計調査です。

https://www.stat.go.jp/data/roudou/kantan/

調査員は、『調査員証』を携行しています。

調査区符号:20505

労働力調査

総務省が都道府県を通して毎月実施している労働力調査のお知らせに伺いました。

この労働力調査は、「完全失業率」などを明らかにする重要な国の統計調査であり、お住いの地域で来月より調査を行うこととなりました。

本日は、直接お会いすることができませんでしたので、調査についてまとめた『労働力調査のお知らせ』を置かせていただきます。

お住まいの地域の中から調査をお願いする世帯を無作為に選定し、その結果、調査をお願いすることとなった世帯へは、後日、改めて調査員が調査票の記入をお願いに伺いますので、よろしくお願いいたします。

政府統計

総務省統計局 ・ 長野県

しあわせ信州